（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項を附則第三十六項とし、附則第二十項を附則第三十五項とし、附則第十九項中「分掌する」を「つかさどる」に改め、同項を附則第二十八項とし、同項の次に次の六項を加える。

29　沖縄地区税関保税地域監督官は、第三百五十六条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

（沖縄地区税関の監視官の職務の特例）

30　沖縄地区税関の監視官は、第三百七十五条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十七項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の調査官の職務の特例）

31　沖縄地区税関の調査官は、第三百七十八条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十九項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の支署及び出張所並びに支署の出張所の所掌事務の特例）

32　沖縄地区税関の支署及び出張所並びに支署の出張所は、第三百八十条第四項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十九項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の支署及び出張所並びに支署の出張所の所掌事務の特例）

33　沖縄地区税関の支署の監視署は、第三百八十条第六項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（沖縄地区税関の支署の監視署の所掌事務の特例）

34　沖縄地区税関長は、沖縄地区税関の支署の監視署を指定して、第三百八十条第六項及び前項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項を附則第三十六項とし、附則第二十項を附則第三十五項とし、附則第十九項中「分掌する」を「つかさどる」に改め、同項を附則第二十八項とし、同項の次に次の六項を加える。

29　沖縄地区税関保税地域監督官は、第三百五十六条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

（沖縄地区税関の監視官の職務の特例）

30　沖縄地区税関の監視官は、第三百七十五条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十七項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の調査官の職務の特例）

31　沖縄地区税関の調査官は、第三百七十八条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十九項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の支署及び出張所並びに支署の出張所の所掌事務の特例）

32　沖縄地区税関の支署及び出張所並びに支署の出張所は、第三百八十条第四項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十九項に規定する事務を処理する。

（沖縄地区税関の支署の監視署の所掌事務の特例）

33　沖縄地区税関の支署の監視署は、第三百八十条第六項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（沖縄地区税関長の職務の特例）

34　沖縄地区税関長は、沖縄地区税関の支署の監視署を指定して、第三百八十条第六項及び前項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（税関の監視部調査官の職務の特例）

23　調査官は、第二百九十九条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定により税関長が指定するものを分掌する。

（税関の監視部統括監視官の職務の特例）

19　統括監視官は、第二百九十二条各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（税関の監視部特別監視官の職務の特例）

20　特別監視官は、第二百九十三条に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、前項に規定する事務のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものを分掌する。

（税関の監視部保税地域監督官の職務の特例）

21　保税地域監督官は、第二百九十四条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（税関の監視部保税地域監督官の職務の特例）

22　監視官は、第二百九十八条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第十九項及び附則第二十項に規定する事務を処理する。

（税関の監視部調査官の職務の特例）

23　調査官は、第二百九十九条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定により税関長が指定するものを分掌する。

（税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所の所掌事務の特例）

24　税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所は、第三百四十三条第四項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（税関監視署及び税関支署監視署の所掌事務の特例）

25　税関監視署及び税関支署監視署は、第三百四十三条第六項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

26　税関長は、税関監視署又は税関支署監視署を指定して、第三百四十三条第六項及び前項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

（沖縄地区税関統括監視官の職務の特例）

27　沖縄地区税関統括監視官は、第三百五十五条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定により税関長が指定するものを分掌する。

（税関の監視部調査官の職務の特例）

23　調査官は、第二百九十九条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定により税関長が指定するものを分掌する。

（税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所の所掌事務の特例）

24　税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所は、第三百四十三条第四項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（税関監視署及び税関支署監視署の所掌事務の特例）

25　税関監視署及び税関支署監視署は、第三百四十三条第六項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

26　税関長は、税関監視署又は税関支署監視署を指定して、第三百四十三条第六項及び前項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定により税関長が指定するものを分掌する。

（沖縄地区税関統括監視官の職務の特例）

27　沖縄地区税関統括監視官は、第三百五十五条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定により税関長が指定するものを分掌する。

（税関の監視部調査官の職務の特例）

23　調査官は、第二百九十九条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定により税関長が指定するものを分掌する。

（税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所の所掌事務の特例）

24　税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所は、第三百四十三条第四項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第二十一項に規定する事務を処理する。

（税関監視署及び税関支署監視署の所掌事務の特例）

25　税関監視署及び税関支署監視署は、第三百四十三条第六項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

26　税関長は、税関監視署又は税関支署監視署を指定して、第三百四十三条第六項及び前項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定により税関長が指定するものを分掌する。

（沖縄地区税関統括監視官の職務の特例）

27　沖縄地区税関統括監視官は、第三百五十五条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定により税関長が指定するものを分掌する。

（税関の監視部統括監視官の職務の特例）

19　統括監視官は、第二百九十二条各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

（税関の監視部特別監視官の職務の特例）

20　特別監視官は、第二百九十三条に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、前項に規定する事務のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものを分掌する。

（税関の監視部保税地域監督官の職務の特例）

21　保税地域監督官は、第二百九十四条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（税関の監視部保税地域監督官の職務の特例）

22　監視官は、第二百九十八条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第十九項及び附則第二十項に規定する事務を処理する。

施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌することができる。

附則第六項を削り、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項中「附則第十七項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項中「附則第十七項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項中「附則第十四項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十一項中「附則第十四項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十二項から附則第十七項までを一項ずつ繰り上げ、附則第十八項を附則第十七項とし、同項の次に次の十項を加える。

（税関の監視部の所掌事務の特例）

18　監視部は、第二百六十四条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）がその効力を有する間、同法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

（税関の監視部統括監視官の職務の特例）

19　統括監視官は、第二百九十二条各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

（税関の監視部特別監視官の職務の特例）

20　特別監視官は、第二百九十三条に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、前項に規定する事務のうち特に処理困難なものとして、税関長が指定するものを分掌する。

（税関の監視部保税地域監督官の職務の特例）

21　保税地域監督官は、第二百九十四条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

（税関の監視部保税地域監督官の職務の特例）

22　監視官は、第二百九十八条第二項に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、附則第十九項及び附則第二十項に規定する事務を処理する。

財務省令・国土交通省令第三号

○国土交通省令・財務省令第二号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項並びに第五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第十一項並びに国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）第三条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十二年六月二十三日

財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前原　誠司

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行規則

（制服及び証票）

第一条　国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第五項の規定により海上保安官が着用すべき制服は、海上保安庁職員服制（昭和三十七年運輸省令第三十一号）に定めるところによる。

2　法第三条第五項の規定により海上保安官が携帯すべき身分を示す証票は、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十七条第二項に規定する証票とする。

3　法第三条第五項の規定により税関職員が着用すべき制服は、税関職員服制（昭和四十四年大蔵省令第五十号）別表に定めるところによる。

4　法第三条第五項の規定により税関職員が携帯すべき身分を示す証票は、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）に定めるところによる。

（提出貨物の保管の公告事項）

第二条　法第五条第二項に規定する国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五条第一項に規定する提出貨物（以下単に「提出貨物」という。）の記号、番号、品名及び数量

二　提出貨物が積載されていた船舶の名称、国籍及び国際海事機関船舶識別番号又は航空機の登録記号及び国籍

三　提出貨物の提出を受けた年月日

四　提出貨物が法第五条第三項各号の規定に該当することとなったときは返還される旨

五　提出貨物が法第五条第六項の規定により売却することができるものであるときは、その旨